第　５　章

外出支援と社会参加

(1) 外出支援サービス

〇在宅重度心身障害者タクシー券又はガソリン券の交付

内　容　　福祉タクシー利用助成券（タクシー券）又は自動車燃料購入助成券（ガソリン券）のいずれか一方を交付し、在宅で心身に障害のある方の社会生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図るものです。

対　象・在宅で身体障害者手帳１級、２級の方

・在宅で身体障害者手帳が３級で肢体不自由(合併で３級となった方を含む)の方

・在宅で療育手帳Ⓐ、Ａの方

※長期の入院や施設入所をされている場合は、交付できないことがあります。詳しくはご相談ください

在宅重度心身障害者タクシー券について

・障害者本人が乗車する場合に使用できるタクシー券を交付します。
・年間３２枚（じん臓機能障害者は４６枚）交付します。年度途中に資格を得た方は月割り計算して交付します。
・県内に事業所を置くタクシーで使用できます。
・タクシー１回の乗車につき、１枚使用することができ、初乗り料金分を助成します。乗車料金が初乗料金の2倍になった場合、2枚まで使用できます。
・持ち物は、身体障害者手帳又は療育手帳です。

※ガソリン券に変更する方は、未使用のタクシー券、運転免許証、車検証(電子車検証の場合、アプリの画面または自動車検査証記録事項)をお持ちください。(変更は１年度につき１回限りです)

在宅重度心身障害者ガソリン券について

・障害者本人か、障害者と同一生計にある方か、市内在住の主たる介護人が所有する自家用自動車を１台決め、給油の助成を行います。
・年間１２枚（じん臓機能障害者は１６枚）交付します。年度途中に資格を得た方は月割り計算して交付します。
・市と契約した市内のガソリンスタンドで使用できます。
・１枚につきガソリン又は軽油１，５００円分が給油できます。
・持ち物は、身体障害者手帳又は療育手帳、車検証(電子車検証の場合、アプリの画面または自動車検査証記録事項)、免許証です。

※タクシー券に変更する方は、未使用のガソリン券をお持ちください。（変更は１年度につき１回限りです）

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1592　FAX 04-2952-0615

○在宅高齢障害者タクシー券又はガソリン券の交付

内　容　　福祉タクシー利用助成券（タクシー券）又は自動車燃料購入助成券（ガソリン券）のいずれか一方を交付し、在宅で心身に障害のある方の社会生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図るものです。

対　象・在宅で身体障害者手帳をお持ちの満７５歳以上の方

・在宅で療育手帳をお持ちの満７５歳以上の方

※重度心身障害者タクシー券又はガソリン券の交付を受けた方は除きます

※長期の入院や、施設入所をされている場合は、交付できないことがあります。詳しくはご相談ください

在宅高齢障害者タクシー券について

・障害者本人が乗車する場合に使用できるタクシー券を交付します。
・年間１６枚（じん臓機能障害者は２２枚）交付します。年度途中に資格を得た方は月割り計算して交付します。
・県内に事業所を置くタクシーで使用できます。
・タクシー１回の乗車につき、１枚使用することができ、初乗り料金分を助成します。乗車料金が初乗の2倍になった場合、2枚まで使用できます。
・持ち物は、身体障害者手帳又は療育手帳です。
※ガソリン券に変更する方は、未使用のタクシー券、運転免許証、車検証(電子車検証の場合、アプリの画面または自動車検査証記録事項)をお持ちください。（変更は１年度につき１回限りです）

在宅高齢障害者ガソリン券について

・障害者本人か、障害者と同一生計にある方か、市内在住の主たる介護人が所有する自家用自動車を１台決め、給油の助成を行います。
・年間６枚（じん臓機能障害者は８枚）交付します。年度途中に資格を得た方は月割り計算して交付します。
・市と契約した市内のガソリンスタンドで使用できます。
・１枚につきガソリン又は軽油１，５００円分が給油できます。
・持ち物は、身体障害者手帳又は療育手帳、車検証(電子車検証の場合、アプリの画面または自動車検査証記録事項)、免許証です。
※タクシー券に変更する方は、未使用のガソリン券をお持ちください。
（変更は１年度につき１回限りです）

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1592　FAX 04-2952-0615

〇駐車禁止適用除外

内　容　　駐車禁止除外指定車（歩行困難者使用中）の標章を交付される場合があります。

標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両であって、標章を掲出している場合は、駐車禁止規制場所（法定駐車禁止場所などを除く）において駐車することができます。

ただし、現場警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。

問い合わせ　資格要件など詳細については、事前に電話等でお問い合わせください。

狭山警察署交通課　電話 04-2953-0110

〇安全運転相談窓口

内　容　　心身に障害のある方で運転免許の取得を希望している方、又は、運転免許をすでに取得している方で心身に障害が生じた方の相談、検査、指導を行っております。

日　時　　月曜日から金曜日（祝日・休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日を除く））

午前９時から午後３時まで※事前に電話予約が必要です。

日曜日の安全運転相談窓口

毎月第３日曜日は、事前予約制により安全運転相談を受け付けております。

事前予約は、上記記載の時間内にお電話により受付けております。

相談等の費用は無料です（詳細は事前にお問い合わせください）。

全国統一の安全運転相談ダイヤル（＃８０８０　シャープバレバレ）でも、安全運転相談を受け付けています。

※電話による相談の場合は、通話料が掛かります。

場　所　　実施場所として

１　鴻巣市鴻巣４０５番地４

埼玉県警察運転免許センター　安全相談室（１階）

２　さいたま市岩槻区大字馬込２１００番地５

岩槻高齢者講習センター　安全相談室（１階）

問い合わせ　予約電話番号として

電話 048-543-2001 （音声ガイダンス4番）　FAX 048-543-7727

〇運転免許取得費の補助

内　容　　身体障害者が運転免許を取得しようとする場合、取得経費の３分の２（補助限度額120,000円）を補助します。

※事前に申請が必要です

対　象　　身体障害者手帳１級～６級の方

ただし、視覚、聴覚、言語、上肢に障害のある方は、運転免許証に公安委員会から必要な条件がついていること

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1592　FAX 04-2952-0615

〇自動車改造費の補助

内　容　　身体障害者が所有し自ら運転するための自動車操行装置の改造費、身体障害者又は同一生計にある方が所有する車いす乗車装置を備える自動車の改造費・購入費の３分の２の額（補助限度額 100,000円）を補助します。
※事前に申請が必要です

対　象　　身体障害者手帳１級～６級の方（所得制限があります）

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1592　FAX 04-2952-0615

〇狭山市内循環バス「茶の花号」特別乗車証の交付

内　容　　身体障害者等の社会参加を支援することを目的に、「茶の花号」の乗車料金が全額免除（障害者手帳をお持ちでない７５歳以上の方は100円）となる特別乗車証を交付します。

対　象　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1594　FAX 04-2952-0615
※障害者手帳をお持ちでない７５歳以上の方は高齢者支援課
電話 04-2953-1111 内線 1572　FAX 04-2969-5735
※運行路線等に関することは交通防犯課
電話 04-2953-1111 内線 3691

〇ハンディキャブの運行、貸出し

内　容　　障害者団体等の行事への参加、通院、買い物等へ行く場合、車いすに座ったまま乗降できるハンディキャブの運行、貸し出しを行っています。

対　象　　車いす等を利用しなければ移動が困難な肢体不自由者

条　件　　・運行：運行時間　平日の午前９時～午後４時
運行区域　狭山市内に限る
利用回数　1週間に1回（往復）まで。空きがあれば１回追加可
・貸出：３日間以内。燃料費は自己負担。運転手は自前

問い合わせ　狭山市社会福祉協議会　電話 04-2954-0294　FAX 04-2954-4343

〇車いす・福祉機器の貸出し

内　容　　事故、病気等により日常生活に一時的に支障があるときに車いす及び福祉機器等を貸出しています。障がい者福祉課では車いすのみの貸出しを行っています。

問い合わせ　おおよそ２週間以内　障がい者福祉課
電話 04-2953-1111 内線 1591　FAX 04-2952-0615
３ヵ月以内の場合　狭山市社会福祉協議会
(ただし、社会福祉協議会の会員の方のみ。窓口でご加入いただけます)
電話 04-2954-0294　FAX 04-2954-4343

(2) 社会参加の促進

○身体障害者補助犬の給付

内　容　　身体障害者補助犬を適切に利用することによって社会活動への参加に役立てることのできる方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設等での合同訓練が必要となります。

対　象　　盲導犬については、視覚障害の方
介助犬については、肢体不自由の方
聴導犬については、聴覚障害の方

問い合わせ　給付に関することは障がい者福祉課
電話 04-2953-1111 内線 1593　FAX 04-2952-0615
一般的な内容については埼玉県障害者福祉推進課
電話 048-830-3309　FAX 048-830-4789

○手話通訳者の派遣

内　容　　聴覚障害者、家族、または関係者の方が依頼できます。社会生活においての各種の手続き、医療、教育、仕事、教養、その他日常に関することなど手話でのコミュニケーションが必要な時に手話通訳者を派遣します。

問い合わせ　狭山市手話通訳者派遣事務所（狭山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所）
電話 04-2003-3742　FAX 04-2003-3746
メールアドレス shuwa@sayama-shakyou.or.jp

○要約筆記者の派遣

内　容　　社会生活上の各種手続き、相談、会議、講座等における聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、要約筆記者を派遣します。

対　象　　聴覚障害者及び聴覚障害者団体等

問い合わせ　障がい者福祉課へ　電話 04-2953-1111　内線1591

○電話リレーサービス

内　容　　聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方との会話を通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスです。事前に電話リレーサービスのアプリまたは郵送で利用登録が必要です。

問い合わせ　総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関　一般財団法人日本財団電話リレーサービス
電話　0120-528-071　※９時３０分から１７時まで（年末年始を除く）
FAX　03-6275-0913　メールアドレス　info@nftrs.or.jp
ホームページ　https://www.nftrs.or.jp/
手話・文字チャットによる問い合わせ　https://www.nftrs.or.jp/contact/

○ヨメテル

内　容　　電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。通話相手の声を文字にすることで、電話でのコミュニケーションをスムーズにする、法律に基づいた公共インフラとしてのサー

ビスです。

問い合わせ　総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関　一般財団法人日本財団電話リレーサービス

ヨメテル・カスタマーセンター

電話　0120-328-123　※９時３０分から１７時まで（年末年始を除く）

ホームページ　https://www.yometel.jp/

メール・文字チャット・ビデオ通話によるお問い合わせ

https://www.yometel.jp/contact

○郵便等投票制度

内　容　　身体障害者・要介護者等のために郵便等による不在者投票制度があります。対象となる方で郵便等による不在者投票を希望される方は、あらかじめ申請書を提出のうえ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

対　象　①　身体障害者手帳に、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が１級若しくは２級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が１級若しくは３級、免疫・肝臓の障害の程度が１級から３級と記載されている方

②　戦傷病者手帳に両下肢・体幹の障害の程度が特別項症から第２項症、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害にあっては特別項症から第３項症と記載されている方

③　介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護５と記載されている方

投票の代理記載制度について

この郵便等による投票の場合であっても、原則として対象者自らが投票用紙への記載をしなければなりませんが、郵便等投票証明書の交付を受けていて、自署することが難しい次の方（※）はあらかじめ選挙権のある方の中から代理記載人を定めることで、投票の代理記載ができます。

※　身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が１級と記載されている方

※　戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第２項症と記載されている方

郵便投票のおおよその手順

① 「郵便等投票証明書」の交付を受けている方には、選挙が始まる前に選挙案内「投票用紙等請求書」を選挙管理委員会から送付します

② 「投票用紙等請求書」に必要事項を記入し、「郵便等投票証明書」を添付して選挙管理委員会へ請求します

③ 選挙管理委員会では、名簿と照合の上「投票用紙・投票用封筒」を交付します

④ 投票用紙に記入し、封をした後、本人が署名します（代理記載該当者を除く）

⑤ 投票用紙の入った投票用封筒を選挙管理委員会へ送付します

届出や請求等の時間　午前８時３０分から午後５時１５分までの間

問い合わせ　選挙管理委員会事務局　電話 04-2953-1111 内線 6061 FAX 04-2954-6262

○埼玉県障害者生活訓練事業（聴覚障害者対象）

内　容　　研修会、講習会や体験会を通して、聴覚障害者が豊かな日常生活を送るために必要な知識や訓練を行い、集会、教養講座、研修会、後援会等を開催しています。

対　象　　聴覚障害者（ろう者、難聴者、中途失聴者）、きこえに不安のある方

問い合わせ　埼玉県障害者社会参加推進センター(埼玉県委託事業)
電話 048-825-0707　FAX 048-825-3070
一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
電話 048-824-5277　FAX 048-825-0774

○埼玉県障害者レクリエーション活動等実施事業（聴覚障害者対象）

内　容　　レクリエーションを通して体力の保持・補強、交流、余暇等に資するとともに、デフリンピック、パラリンピックを普及するため、各種レクリエーション、スポーツ教室等を開催しています。

対　象　　聴覚障害者（ろう者、難聴者、中途失聴者）、きこえに不安のある方

問い合わせ　特定非営活動法人埼玉県障害者協議会(埼玉県委託事業)
電話 048-825-0707　FAX 048-825-3070
一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
電話 048-824-5277　FAX 048-825-0774

(3) 声・手話・点字・インターネットによる情報の提供

○あしたの暮らしをわかりやすく政府広報オンライン

内　容　　内閣府では、視覚に障害のある方に対して国民生活に身近な話題や政府の重要課題を取りあげ、音声でお知らせする「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を発行（年６回）しています。

音声広報ＣＤ「明日への声」https://www.gov-online.go.jp/media/cd/

点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」https://www.gov-online.go.jp/media/katsuji/

※「明日への声」及び「ふれあいらしんばん」は、障がい者福祉課の窓口でもご覧いただけます

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111　内線1592　FAX 04-2952-0615

○県政広報テレビ番組の手話通訳

内　容　　県内の多彩な魅力や県の取り組みを紹介する番組「いまドキッ！埼玉」（テレビ埼玉で放送）に手話通訳をつけています。
（毎週土曜日午前８時３０分～９時）

問い合わせ　埼玉県広報課　電話 048-830-2854　FAX 048-824-7345

○県議会広報テレビ番組・議会中継の手話通訳

内　容　　県議会広報番組「こんにちは県議会です」（日曜日　午前１０時～）
及び「県議会中継」（いずれもテレビ埼玉で放送）に手話通訳をつけています。

問い合わせ　埼玉県議会事務局政策調査課　電話 048-830-6257　FAX 048-830-4923

○県政広報ラジオ番組のホームページの更新

内　容　　NACK5 で放送する番組「朝情報★埼玉」（月～金曜日　午前８時１５分～午前８時２５分）の放送内容を聴覚障害者の方にも知っていただけるよう、放送原稿を県ホームページに掲載しています。

問い合わせ　埼玉県広報課　電話　048-830-2854　FAX　048-824-7345

○県議会広報用冊子「ようこそ県議会へ」への音声コード（Uni-Voice）の印刷

内　容　　県議会の仕組みや各議員を紹介する広報用冊子「ようこそ県議会へ」に音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。各ページに印刷された音声コード（Uni-Voice）を利用者が用意する活字文書読み上げ装置又は、スマホ用音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」で読み込むと、この装置がパンフレットの情報を音声で読み上げます。

問い合わせ　埼玉県議会事務局政策調査課　電話 048-830-6257　FAX 048-830-4923

○埼玉県広報紙「彩の国だより」の点字版、デイジー版の発行・配布

内　容　　埼玉県広報紙「彩の国だより」に掲載している県政の動きや県主催等の催しどの情報を抜粋して、視覚障害者向けに点字版、デイジー版として発行し、希望者に無償配布しています。

問い合わせ　埼玉県広報課　電話 048-830-2857　FAX 048-824-7345

○「埼玉県議会だより」点字版、デイジー版の発行

内　容　　広報紙「埼玉県議会だより」に掲載する定例会の概要を、視覚障害者向けに点字版、デイジー版として発行し、希望者に無償配布しています。また、県議会ホームページでは、「埼玉県議会だより」の内容を音声により広報しています。

問い合わせ　埼玉県議会事務局政策調査課　電話 048-830-6257　FAX 048-830-4923

○県議会　議会中継（インターネット中継）の手話通訳・AI 字幕表示

内　容　　本会議の生中継及び録画中継の映像に手話通訳をつけています。また、本会議の生中継の映像に、AIにより生成された字幕の表示を行っています。

問い合わせ　埼玉県議会事務局政策調査課　電話 048-830-6257　FAX 048-830-4923

○狭山市の点字広報紙及び声の広報の発行・配布

内　容　　広報さやまに掲載している市政の動きや催しものなどの情報を抜粋して、視覚障害者向けに点字版、聴覚障害者向けにデイジー版を希望者に無償配布しています。

問い合わせ　広報課　電話 04-2953-1111 内線 7161　FAX 04-2953-1117

○点字・録音・デイジー資料の貸出、対面朗読

内　容　　視覚障害者及び活字による読書が困難な方のための資料の貸出、対面朗読等を行っています。

問い合わせ　狭山市立中央図書館
電話 04-2954-4646　FAX 04-2954-0419
埼玉県立久喜図書館 バリアフリー読書推進担当
（対面朗読、点字・録音資料貸出）
電話 0480-21-2729　FAX 0480-21-9918
メール lib-shogai@pref.saitama.lg.jp

○「さやま議会だより」点字版の発行

内　容　　議会広報「さやま議会だより」から記事を抜粋点訳した点字版を発行し、視覚障害者等の希望に応じ、無償配付しています。

問い合わせ　議会事務局　電話 04-2953-1111 内線 3312　FAX 04-2955-2396

○議場傍聴席でのイヤホン貸し出し

内　容　　議場内の音声が聞き取りにくい方に、議場の音声が聞ける「ワイヤレスイヤホン」の貸し出しをしています。必要な方は、傍聴受付でお申し出ください。

問い合わせ　議会事務局　電話 04-2953-1111 内線 3312　FAX 04-2955-2396

○市議会傍聴の際に手話通訳者や要約筆記者を配置

内　容　　聴覚に障害のある方が、市議会の本会議や委員会の会議を傍聴する際の補助になるように、事前の申し込みにより、手話通訳者や要約筆記者を配置いたします。なお、ご利用に際しての費用負担はありません。

派遣対象　市議会の本会議並びに常任委員会及び特別委員会の会議

申し込み　手話通訳・要約筆記申請書（市公式ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入し、原則として、手話通訳は傍聴しようとする会議の開催日の７日前、要約筆記は傍聴しようとする会議の開催日の14日前までに、議会事務局へお申込みください。

問い合わせ　議会事務局　電話 04-2953-1111 内線 3313　FAX 04-2955-2396

○狭山市公式ホームページ

内　容　　市からのお知らせやイベント情報等を掲載しています。その他、公共施設予約サービスや図書館蔵書検索、条例や会議録検索等もご利用いただけます。

また、災害などの緊急情報、大雨や竜巻などの気象情報、防災無線の放送内容などをお届けする「メール配信サービス」に、ぜひご登録ください。

公式ホームページ　　https://www.city.sayama.saitama.jp/

メール配信サービス

※右の二次元コードを読み取ると、メール配信サービスの登録画面が表示されます

問い合わせ　広報課　電話 04-2953-1111 内線 7163

○埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

内　容　　障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方へ「利用証」が交付され、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」を優先的に利用できる制度です。

利用証の申請方法や交付条件など、制度の詳細については埼玉県のホームページをご確認ください。

問い合わせ　全般的なことについて

埼玉県福祉政策課　電話　048-830-3223　FAX　048-830-4801

申請について

障害のある方	障がい者福祉課	電話　04-2953-1111	内線 1591
		FAX　04-2952-0615	
要介護状態の方	高齢者支援課	電話　04-2953-1111	内線 1571
妊産婦の方	保健センター	電話　04-2959-5811	

(4) 障害者スポーツの推進

○障害者スポーツ教室や大会等の開催

内　容　　障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設として、健康増進を目的とした教室や、水泳、陸上など、各種スポーツ教室や大会を開催しています。また、身近な地域でスポーツ活動が出来るよう、地域に職員を派遣して各種プログラムを実施する「地域支援事業」も行っています。

問い合わせ　埼玉県障害者交流センター　スポーツ担当
電話 048-834-2248　FAX　048-834-3333

○埼玉県パラスポーツ大会への参加

内　容　　各種の競技会を通じて競技力を高めるとともに、障害者スポーツの振興を図るために、春と秋の年２回開催される県民総合スポーツ大会兼埼玉県パラスポーツ大会「彩の国ふれあいピック」への参加申し込みを受け付けています。

春季大会は、全国障害者スポーツ大会に派遣する埼玉県代表選手の選考会も兼ねています。

問い合わせ　障がい者福祉課　電話 04-2953-1111 内線 1591　FAX 04-2952-0615

○スポーツ・レクリエーション教室

内　容　　障害者のためのスポーツ・レクリエーション教室を開催し、体力増強・交流・余暇活動等を行っています。

対　象　　肢体、視覚、聴覚、知的、精神、難病の各障害をお持ちの方

問い合わせ　特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会
電話 048-825-0707　FAX 048-825-3070